

議案第 3 号

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満 3 歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準を見直すとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次<u>の各号</u>に掲げる要件に該当するものであること。</p>

アからクまで 略

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね

アからクまで 略

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね

25人につき 1 人

3 略

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育園型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育園型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで 略

(7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

アからクまで 略

(保育園型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育園型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね**15人**につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規

30人につき 1 人

3 略

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育園型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育園型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで 略

(7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次**の各号**に掲げる要件に該当するものであること。

アからクまで 略

(保育園型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育園型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね**20人**につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規

定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね
25人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の
職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない
児童 おおむね**15人**につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね
25人につき1人

3 略

定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね
30人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の
職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない
児童 おおむね**20人**につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。
次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね
30人につき1人

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。